

広島県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

平成二十八年六月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
老人ホーム	老人短期入所施設 あきなかの	広島市安芸区中野三丁目 9番5号	平成28年6月14日
保護施設	みつぎ清風園	尾道市御調町高尾45番地	平成28年6月14日